

V 初任者研修実施に係る非常勤講師の取扱い

1 基本方針

(1) 小・中学部

- ① 初任者 1 人配置学部については、非常勤講師Ⅰ及び非常勤講師Ⅲを配置する。この場合、同一の非常勤講師が、非常勤講師Ⅰと非常勤講師Ⅲを兼ねることができる。
- ② 中学部で複数配置の場合は、非常勤講師Ⅱを配置する。

(2) 高等部

- ① 初任者 1 人配置の場合は、指導教員に係る非常勤講師、教科指導教員に係る非常勤講師を配置する。指導教員を非常勤講師で充てる場合には、非常勤講師Ⅲを併せて配置する。
なお、同一の非常勤講師が、指導教員に係る非常勤講師、教科指導教員に係る非常勤講師及び非常勤講師Ⅲを兼ねることができる。
- ② 初任者複数配置校については、教科指導教員に係る非常勤講師を配置する。

2 任用の取扱い

県の非常勤講師に関する定めを適用する。

3 職務内容

- (1) 非常勤講師Ⅰ（小・中学部）及び指導教員に係る非常勤講師（高等部）
指導教員の職務又は指導教員等の後補充としての職務に従事する。
 - (2) 非常勤講師Ⅱ（中学部）及び教科指導教員に係る非常勤講師（高等部）
教科指導教員の職務又は教科指導教員等の後補充としての職務に従事する。
 - (3) 非常勤講師Ⅲ
初任者の後補充としての職務に従事する。
- ※いずれの場合も、職務内容は、原則として初任者研修に明確に係るものとする。

4 勤務形態

- (1) 非常勤講師Ⅰ（小・中学部）の勤務は、週 10 時間以内、年間 35 週・350 時間以内とし、勤務日及び勤務時間は、その範囲内で当該非常勤講師の勤務する学校の校長が割り振る。
- (2) 非常勤講師Ⅱ（中学部）及び教科指導教員としての非常勤講師（高等部）の勤務は、週 1 日 6 時間以内、年間 35 週・210 時間以内とし、勤務日及び勤務時間は、その範囲内で当該非常勤講師の勤務する学校の校長が割り振る。
- (3) 非常勤講師Ⅲの勤務は、年間 35 週・年間 140 時間以内（高等部は週 4 時間以内）とし、勤務日及び勤務時間は、その範囲内で当該非常勤講師の勤務する学校の校長が割り振る。
- (4) 高等部の指導教員の後補充又は教科指導教員の後補充としての非常勤講師の勤務は、通年講師の勤務形態に準じて、当該非常勤講師の勤務する学校の校長が割り振る。

5 報酬等

- (1) 報酬額
非常勤講師の報酬は、県教育委員会が別に定める報酬単価により支給する。
- (2) 通勤手当相当額
該当する非常勤講師には、通勤手当相当額を支給する。
- (3) 報酬・通勤手当相当額の支給方法
報酬・通勤手当相当額は、各月 1 日から末日までの期間の勤務実績に応じて支給する。

※ p.40～p.43 は、報酬支給事務担当者へも周知願います。